

第4章

障害者への支援

障害者の健康福祉

障害のある人もない人も、その個性を互いに尊重し合い、安心して暮らしていくことができる共生社会の実現を目指し、平成 18 年度には「障害者自立支援法」、平成 25 年度には「障害者総合支援法」が施行され、現在も様々な制度改正が行われています。

明石市においては、「みんなでつくるすべての人が自分らしく活躍し、安心して住み続けられるまち」を基本理念とし、障害者施策や障害福祉サービス等にかかる給付、その他支援施策の方向性及び目標を定めた「あかし障害福祉推進計画」を策定し、障害福祉施策を推進しています。

1 障害者福祉推進事業

障害者に対する福祉サービス等、保健・医療・教育及び市民啓発等の各事業を総合的に協議し、障害者の住みよいまちづくりを推進するために、行政と市民が一体となって事業の推進を図っています。

(1) 明石市地域自立支援協議会

障害者施策の推進を図るため、市民及び行政の代表による協議会を設けています。

(2) 障害者就労・生活支援事業

平成 21 年 10 月から事業委託により「障害者就労・生活支援センター あくと」を開設し、障害のある方の就労を促進し、職業生活における自立を図るため、対象者やその家族に対する指導・助言等の支援のほか、障害者を雇用しようとする事業主の開拓などを行っています。

〔事業概要〕

- | | |
|---------|---|
| ① 名 称 | 障害者就労・生活支援センター あくと |
| ② 所在地 | 明石市東仲ノ町 3-25 アスピア明石東館 207 |
| ③ 事業受託者 | 社会福祉法人明桜会 |
| ④ 開所時間 | 月曜日から金曜日 午前 9 時から午後 5 時まで
(祝日、12/29～1/3 休) |

2 相談業務

(1) 明石市基幹相談支援センター兼虐待防止センター

障害者の総合的な窓口として相談・助言にあたるほか、関係機関への紹介などの業務を行っています。

(2) 障害者相談員

家庭における養育、生活、施設入所などの相談を受け、適切な指導や助言を行い、必要な場合には、関係機関に連絡、調整を図っています。

3 障害者手帳の交付

(1) 身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、呼吸器機能、じん臓機能、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能、肝臓機能に障害のある人に交付します。手帳は、障害の程度により 1 級から 6 級までの区分があります。

本市における身体障害者手帳の所持者数は、令和7年3月31日現在10,467人です。内、18歳以上は10,238人、18歳未満は229人です。

① 身体障害者手帳所持者数（障害・程度別）（令和7年3月31日現在/単位：人）

障 害	等 級						合 計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
視 覚 障 害	209 4	280 3	49 1	47 1	121 0	37 0	743 9
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	54 2	164 8	101 0	260 1	8 0	429 9	1,016 20
音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 害	7 0	6 0	49 0	55 0	=	=	117 0
肢 体 不 自 由	823 73	1,022 29	850 13	1,445 14	585 3	325 4	5,050 136
心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害	1,828 45	57 0	673 14	754 5	=	=	3,312 64
計	2,921 124	1,529 40	1,722 28	2,561 21	714 34	791 13	10,238 229

*上段は18歳以上、下段は18歳未満の数。

② 動 態 調

（単位：人）

区 分 年 度	前年度3月末累計 A	新規交付数 a	転 入 数 b	転出・返還数 c	差 引 計 A+(a+b-c)
令和2	11,321	657	106	871	11,213
令和3	11,213	596	103	845	11,067
令和4	11,067	648	114	912	10,917
令和5	10,917	647	107	1002	10,669
令和6	10,669	648	109	959	10,467

(2) 療育手帳

療育手帳は、発達途上（おおむね18歳未満）において、何らかの原因によって脳の発達がうまくいかなかったことや、脳に障害を受けたことを原因として、知能の働きが弱く、自己の身の事柄の処理及び社会生活への適応が困難な状態にある人に、本人又は保護者の申請に基づき交付しています。

手帳は、障害の程度により、A（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の3段階に区別されています。

本市における療育手帳の所持者数は、令和7年3月31日現在3,921人です。内18歳以上は2,326人、18歳未満は1,595人です。

療育手帳所持者数（程度別）

（各年度 3 月 31 日現在/単位：人）

		A（重度）	B1（中度）	B2（軽度）	計
令和 2	18 歳未満	196	148	832	1,176
	18 歳以上	809	602	570	1,981
	計	1,005	750	1,402	3,157
令和 3	18 歳未満	203	171	890	1,264
	18 歳以上	810	618	615	2,043
	計	1,013	789	1,505	3,307
令和 4	18 歳未満	209	190	961	1,360
	18 歳以上	818	648	672	2,138
	計	1,027	838	1,633	3,498
令和 5	18 歳未満	228	185	1,067	1,252
	18 歳以上	830	673	727	1,400
	計	1,058	858	1,794	3,710
令和 6	18 歳未満	239	197	1,159	1,356
	18 歳以上	843	692	791	1,483
	計	1,082	889	1,950	3,921

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある方に対して手帳の取得は、福祉的サービスが受けやすくなり、自立と社会参加を促進する手助けとなるため、本人の申請に基づき手帳を交付しています。

手帳は、障害の程度により、1 級から 3 級の 3 段階に区分されています。

本市における精神障害者保健福祉手帳の所持者は、令和 7 年 3 月 31 日現在で、1 級 283 人、2 級 2,221 人、3 級 1,191 人の合計 3,695 人です。

精神障害者保健福祉手帳所持者数

（各年度 3 月 31 日現在/単位：人）

年度	1 級	2 級	3 級	計
令和 2	266	1,682	925	2,873
令和 3	259	1,759	1,051	3,069
令和 4	251	1,846	1,072	3,169
令和 5	256	2,026	1,124	3,406
令和 6	283	2,221	1,191	3,695

4 医療費の助成

(1) 自立支援医療

障害部位の除去または障害程度を軽減し、障害者や障害児の生活能力、職業能力の向上を図るための医療費を助成しています。

① 更生医療（18 才以上）（単位：円）

年 度	件数	更生医療支給額
令和 2	267	310,505,759
令和 3	233	325,643,296
令和 4	258	332,464,578
令和 5	285	366,248,779
令和 6	252	318,241,471

② 育成医療（18才未満）（単位：円）

年 度	件数	育成医療支給額
令和 2	26	1,221,385
令和 3	18	1,220,046
令和 4	10	474,712
令和 5	7	967,481
令和 6	5	771,290

(2) 重度障害者医療

重度障害者の医療費の一部（保険診療の自己負担分から一部負担金を控除した額）を助成しています。

—対象となる人—

身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B1又は精神障害者保健福祉手帳1、2級の所持者で本人、配偶者及び扶養義務者の市民税所得割額の合計額が23万5千円未満である者。ただし、身体障害者手帳3級で、視覚、聴覚、平衡、肢体、音声、言語、そしゃくなどの外部障害の者は、本人、配偶者、扶養義務者、及び同一世帯員に市民税の所得割が課せられていない者。

5 年金・手当等

生活上の経済的不安を軽減するため、国民年金に定める障害基礎年金のほか、次の施策を行っています。

(1) 重度心身障害者介護手当

居宅で6か月以上ねたきりの状態等にある重度心身障害者を障害福祉サービス等を利用せず、常時介護している人等の負担の軽減を図ることを目的として、年額100,000円の手当を支給します。

(各年度12月末時点)

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
受給者数（人）	6	6	3	3	3

(2) 特別障害者手当等

① 特別障害者手当

身体障害者手帳 2 級以上、重度の精神障害等が重複し、在宅で日常生活において常時介護を必要とする 20 歳以上の人に給付します。

(各年度 3 月 31 日現在)

	受給者(人)	件数(件)	最終月額(円)	合計金額(円)
令和 2	296	3,430	27,350	93,726,500
令和 3	306	3,552	27,350	97,147,200
令和 4	324	3,763	27,300	103,003,500
令和 5	354	4,004	27,980	111,900,420
令和 6	345	4,196	28,840	120,414,080

② 障害児福祉手当

在宅の重度障害児(身体障害者手帳 1 級及び 2 級の一部、最重度知的障害)で、日常生活において常時介護を要する 20 歳未満の人に給付します。

(各年度 3 月 31 日現在)

	受給者(人)	件数(件)	最終月額(円)	合計金額(円)
令和 2	193	2,193	14,880	32,600,160
令和 3	202	2,428	14,880	36,128,640
令和 4	216	2,504	14,850	37,196,640
令和 5	229	2,603	15,220	39,457,820
令和 6	235	2,758	15,690	43,055,880

③ 経過的福祉手当

在宅の重度障害者(身体障害者手帳 1 級及び 2 級の一部、重度知的障害)で日常生活において常時介護を必要とし、障害を事由とする年金等を受給していない 20 歳以上で、昭和 61 年 3 月 31 日までに申請した人に支給しています。

(各年度 3 月 31 日現在)

年度	受給者(人)	件数(件)	最終月額(円)	合計金額(円)
令和 2	4	48	14,880	713,520
令和 3	4	48	14,880	714,250
令和 4	4	48	14,850	713,040
令和 5	3	44	15,220	666,720
令和 6	3	36	15,690	562,020

(3) 特別児童扶養手当

障害を有する 20 歳未満の児童を扶養している親又は養育者に給付します。

(4) 心身障害者扶養共済

身体障害者（1 級～3 級）、知的障害者又は精神障害者の保護者が毎月掛金を払い込み、保護者が死亡又は重度の障害者となったときは、残された障害者の生存中、年金を支給します。

* 年金額は、月額 20,000 円です。

(各年 4 月 1 日/単位：人)

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
加入者数	76	72	79	64	63
年金支給者数	86	84	82	82	81

6 日常生活の援護

(1) 補装具

身体的な障害を補い、あるいは残存機能を最大限に活用して、日常生活を容易にさせるための用具の費用（購入、修理等）を支給しています。

年 度	助成対象件数(件)	補装具費支給額(円)
令和 2	665	76,326,399
令和 3	726	69,070,282
令和 4	696	70,765,183
令和 5	665	67,126,744
令和 6	756	101,300,805

(2) 日常生活用具

障害者が、日常生活の動作をより円滑に行えるようにするため、必要な生活用具を給付しています。

年 度	給付対象件数(件)	日常生活用具給付額(円)
令和 2	6,765	75,560,809
令和 3	6,901	75,474,178
令和 4	7,170	79,994,178
令和 5	7,396	82,734,071
令和 6	7,469	78,999,619

(3) 障害者総合支援法による障害福祉サービス

平成 25 年度から障害者総合支援法が施行され、障害者の範囲に新たに難病患者等の方々が加わりました。

障害福祉サービスは、居宅介護などの「自立支援給付」と移動支援などの「地域生活支援事業」で構成されており、個々の障害のある方の障害程度やその他の諸事情を踏まえ支給決定します。

(4) 手話通訳者の設置

市役所開庁日に手話通訳者を設置し、窓口に来られる聴覚・言語障害者の手話通訳を行っています。

平成29年度より設置手話通訳者として、任期付職員を採用。現在3名が勤務しています。

(5) 要約筆記者の派遣

聴覚障害者が日常生活の場面等で必要なときに、要約筆記者の派遣を行っています。

年 度	登録人員(人)	活動時間(時間)	合計金額(円)
令和2	20	445	811,680
令和3	19	731	1,356,040
令和4	19	1,103	2,030,356
令和5	14	1,205	2,206,820
令和6	18	1,396	2,600,710

(6) 手話通訳者の派遣

聴覚障害者が日常生活の場面等で必要なときに、手話通訳者の派遣を行っています。

年 度	登録人員(人)	活動時間(時間)	合計金額(円)
令和2	30	1,028	1,955,584
令和3	29	1,214	2,309,770
令和4	30	1,623	3,098,990
令和5	28	2,438	4,565,190
令和6	31	2,467	4,708,170

(7) 自動車改造費の助成

重度の肢体障害者が、仕事や通勤のために購入する自動車のアクセル、ブレーキ、ハンドル等の改造費の助成を行っています。

年 度	助成対象者数(人)	改造助成額(円)
令和2	5	410,006
令和3	4	400,000
令和4	3	300,000
令和5	4	314,000

令和 6	3	300,000
------	---	---------

(8) 自動車運転免許取得費の助成

障害者手帳を所持する者が、就労と行動範囲拡大のため、自動車運転免許を取得するのに要する費用の一部を助成しています。

年 度	助成対象者数(人)	免許取得助成額(円)
令和 2	10	1,000,000
令和 3	12	1,200,000
令和 4	12	1,200,000
令和 5	10	1,000,000
令和 6	13	1,275,166

(9) 障害者優待乗車券等の交付

身体障害者、知的障害者又は精神障害者に対して、障害者優待乗車券等を交付しています。(次の中からいずれか一つを選択)

①介護付バス共通優待乗車証(シール)

明石市内の神姫バス・山陽バス・たこバスに、本人及びその介護者(1名)が無料乗車できます。

<対象者> 身体障害者 第1種
知的障害者 第1種(A判定)
精神障害者 1級

年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
交付数(枚)	2,843	2,852	2,870	2,887	2,905

②福祉タクシー利用券(チケット)

明石市内で指定のタクシー事業者を利用した場合に使える割引チケットを交付しています。(1枚500円の券を年48枚交付)

<対象者> 身体障害者 1・2級
知的障害者 第1種(A判定)
精神障害者 1級

年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
交付数(冊)	3,874	3,834	3,738	3,670	3,577

③単独バス共通特別乗車証(シール)

明石市内の神姫バス・山陽バス・たこバスに、本人が無料乗車できます。

<対象者> 身体障害者 第2種
知的障害者 第2種(B1・B2判定)
精神障害者 2・3級

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
交付数(枚)	8,608	8,897	9,086	9,421	9,629

(10) ボランティア養成講座

市内在住又は在勤でボランティアを志す人を対象に、手話奉仕員、点訳、朗読ボランティアの養成講座を行っています。

(単位：人)

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
手話	0	23	56	31	45
点訳	0	8	3	12	5
朗読	0	10	6	9	5

(11) 手話通訳者・要約筆記者の養成講座

明石市登録手話通訳者及び登録要約筆記者を目指す人を対象に、手話通訳者、要約筆記者の養成講座を行っています。

(単位：人)

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
手話通訳者	0	6	13	7	7
要約筆記者	0	11	11	10	5

7 施設等への入所等

(1) 障害者支援施設等への入所等

身体障害者や知的障害者等障害者のうち居宅で生活が困難な人は、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援を受けるために、障害者支援施設に入所又はグループホーム等に入居して生活しています。

市内障害者支援施設

令和 7 年 4 月 1 日現在

障害者支援施設 博由園 (身体障害者) (明石市大久保町大窪 2573-16)

大地の家 (知的障害者) (明石市大久保町大窪 2752-1)

(2) 障害児(者)通園費の助成

障害児(者)通園施設等に通園する障害児(者)及びその付添者に対し、通園に係る交通費の助成を行っています。

年 度	対象者数(人)	助成費(円)
令和 2	654	36,486,620
令和 3	689	37,999,210

令和 4	703	41,745,910
令和 5	785	44,613,470
令和 6	818	45,435,020

8 明石市立木の根学園

(1) 設置目的

知的障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行っています。

(2) 施設の概要

① 所在地 明石市大久保町大窪 2752

② 沿革

昭和 43 年 5 月 藤江母子寮内で開園、明石地区手をつなぐ親の会が運営
昭和 46 年 4 月 市の施設となる
昭和 49 年 4 月 厚生省認可、知的障害者通所授産施設・明石市立木の根学園として、現在地に園舎新設（定員 40 名）
昭和 53 年 4 月 定員 45 名となる
昭和 54 年 4 月 定員 50 名となる
昭和 57 年 4 月 通所更生施設（定員 40 名）を新設、授産施設が定員 40 名となる
昭和 61 年 4 月 更生施設が定員 50 名となる
昭和 62 年 4 月 授産施設が定員 50 名となる
平成 11 年 5 月 更生施設・授産施設の一体化運営を始める
平成 12 年 4 月 施設名称を「ひまわり工房」「たんぼぼ工房」に変更する
平成 23 年 4 月 障害者自立支援法による新体系の事業所に移行する
平成 24 年 4 月 指定管理者制度の導入により社会福祉法人明桜会が運営を行う
平成 24 年 10 月 事務所棟を建設、「たんぼぼ工房」「ひまわり工房」の各定員 52 名になる
平成 25 年 4 月 「たんぼぼ工房」「ひまわり工房」の各定員 54 名になる
平成 26 年 4 月 「たんぼぼ工房」「ひまわり工房」の各定員 56 名になる
平成 27 年 4 月 「たんぼぼ工房」「ひまわり工房」の各定員 58 名になる
平成 28 年 4 月 「たんぼぼ工房」「ひまわり工房」の各定員 60 名になる
短期入所施設を開設 定員男女各 3 名 緊急用 1 名(男女兼務)
平成 29 年 4 月 以降 5 年間の指定期間について社会福祉法人明桜会が運営を行う
令和 3 年 6 月 新型コロナ拡大に伴い指定期間を令和 5 年 3 月末まで延長
令和 5 年 4 月 以降 5 年間の指定期間について社会福祉法人明桜会が運営を行う

③ 規模

敷地面積 11,322 m²

建物の構造及び面積

・ひまわり工房：鉄筋コンクリート造平屋建 918 m²

- ・たんぼぼ工房：鉄筋コンクリート造平屋建 825 m²
- ・短期入所施設：軽量鉄骨造平屋建 294 m²
- ・事務所（管理）棟：軽量鉄骨造2階建 210 m²（延床面積 420 m²）
- ・保護者控室：軽量鉄骨造平屋建 91 m²

④ 定員

ひまわり工房 60人
たんぼぼ工房 60人

(3) 事業概要

① 指定管理者 社会福祉法人 明桜会（明石市大久保町大窪 2752-1）

② 日課（標準）

	9:00～	10:00～	12:00～	PM1:00～	2:45～	3:05～	3:35
日課	登園 更衣 朝礼 体操	作業 活動	昼食 歯磨き 休憩	作業 活動	清更 掃衣	終礼	降園

③ 主な年間行事

4月	始園式・個別懇談
5月	ハイキング・ゆうあいスポーツ大会・健康診断
6月	ばんたん親善運動会・障害者交流運動会・内科検診
7月	エンパワメント活動
8月	
9月	研修旅行
10月	研修旅行
11月	歯科検診・ばんたんゆうあい文化祭
12月	育成会クリスマス会
1月	新年会・内科検診
2月	合同講演会
3月	木の根のつどい

④ 主な作業内容

	自主作業	下請作業	委託作業
ひまわり 工房	<ul style="list-style-type: none"> ・さをり織 ・結び織 ・マット編み 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンガー再生 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の灌水 ・清掃

たんぽぽ 工 房	・焼き菓子 ・マット編み ・マフラー編み ・農園	・箱折り ・軽作業	・公園の灌水 ・清掃
-------------	-----------------------------------	--------------	---------------

9 児童発達支援センター「ゆりかご園」

(1) 設置目的

児童福祉法に規定された児童発達支援センターです。

主に、身体に障害や運動発達などに遅れのある就学前の乳・幼児が保護者とともに通園し、理学療法や作業療法、言語聴覚療法、保育などを通じて、将来的な自立に向けた療育を行います。

また、学齢期以降も、利用者からの希望により、医師が必要と判断した場合は、外来診療としてリハビリテーションを22歳まで継続実施しています。

(2) 施設の概要

① 所在地

明石市大久保町大窪2752番地

② 沿革

昭和44年10月 藤江母子寮内で開園し、明石市肢体不自由児父母の会が運営する

昭和46年4月 市の施設となる

昭和48年4月 現在地に園舎を新設移転し、肢体不自由児通園施設として厚生省の認可を受ける

医療法の診療所としての認可を受ける

平成6年5月 外来（主に卒・退園児中心）のリハビリテーションを開始する

平成7年2月 理学療法（Ⅱ）の施設基準の届出受理される

平成9年5月 作業療法（Ⅱ）の施設基準の届出受理される

平成14年4月 言語聴覚療法（Ⅱ）の施設基準の届出受理される

平成18年4月 障害児（者）リハビリテーション科の施設基準の届出受理される

平成24年4月 改正児童福祉法の規定により医療型児童発達支援センターとしてみなし指定を受ける

平成25年4月 児童福祉法の規定により医療型児童発達支援センターとして指定を受ける

平成26年4月 児童福祉法の規定により保育所等訪問支援事業、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の指定を受ける

令和4年4月 指定管理者制度の導入により社会福祉法人三田谷治療教育院が運営を行う

③ 規模

敷地面積 2,847㎡

建物の構造及び面積 鉄筋コンクリート造平屋建て 632.88㎡

④ 定員 40人

⑤ 指定管理者

社会福祉法人三田谷治療教育院（芦屋市楠木町16番5号）

(3) 事業概要

① 日課

	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
保育		登園 送迎	診察	保育			保育		降園送迎	会議・療育準備・ 書類整理等
リハビリテーション			リハ	リハ	リハ		リハ		リハ	外来
相談支援 保育所等訪問支援			相談支援 他 保育所・小学校訪問など							

② 主な支援内容

ア 医療指導

小児科医や整形外科医の診療による医療指導を行います。
看護師が日常的な健康管理や健康指導を行います。

イ 保育

子ども1人ひとりを大切にし、遊びの中で自立に向けて日常生活や社会性を身につけていけるよう援助します。必要に応じて育児支援も行います。

ウ リハビリテーション

医師の指示により子どもの心身両面の発達向上のための療育を行います。

理学療法士や作業療法士が障害の程度に応じた個別療法を行うとともに、保護者（付添者）に家庭での日常生活動作などについて指導します。

言語聴覚士が食べることや口腔機能の向上、コミュニケーション能力の向上などの指導を行います。

エ 療育相談

療育上のさまざまな問題について、各部門の職員が必要に応じた療育相談を行います。

オ 関係機関との連携

学校・幼稚園や保育所等と連携し、本人やスタッフに対する支援を行います。また、必要に応じ、机や椅子の改造などの提案や協議を行います。

カ 補装具等の製作

医師の指示を受け、補装具製作を行います。また、保護者の介助負

担軽減や子どもの生活向上のため、日常生活用具や移動介助用具等の製作・補修なども行います。

(4) 園児の現状

①児童発達支援センターの利用者状況

	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
年度末契約	35名	34名	45名	50名	51名
延べ利用人数	1,898名	1,868名	2,798名	3,429名	3,023名
平均利用者	9名/日	9名/日	12名/日	13名/日	12名/日
入園者数	10名	13名	14名	12名	20名
卒・退園者	13名	9名	8名	9名	19名

②リハビリの利用状況

(園児)

	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
理学療法	900件	810件	1,210件	1,215件	1,036件
作業療法	522件	440件	614件	758件	727件
言語聴覚療法	375件	371件	498件	547件	602件
心理療法	4件	2件	0件	0件	0件
装具診療	115件	60件	90件	112件	105件
計	1,916件	1,683件	2,412件	2,632件	2,470件

(外来)

	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
理学療法	805件	814件	814件	847件	857件
作業療法	385件	425件	519件	555件	481件
言語聴覚療法	267件	309件	332件	351件	383件
心理療法	0件	4件	0件	0件	0件
装具診療	274件	235件	216件	281件	283件
計	1,731件	1,787件	1,881件	2,034件	2,004件

③ 保育所等訪問支援事業の利用状況

平成26年度から保護者からの要望に応じて、学校・幼稚園・保育所等へ訪問し、集団生活に適応できるよう専門的な支援を行う保育所等訪問支援事業を開始しています。

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
訪問件数	8	13	15	32	29

④ 相談支援事業の利用状況

平成26年度から福祉サービスの利用を調整し、サービス等利用計画を作成する相談支援事業を開始しています。

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
利用件数	206	260	273	333	367

3 児童発達支援センター「あおぞら園」

(1) 設置目的

児童福祉法に規定された児童発達支援センターです。障害児について日常生活や社会生活に必要な知識技能の習得を支援します。

(2) 施設の概要

① 所在地

明石市二見町東二見1836番地の1 ふれあいプラザあかし西2階

② 沿革

平成20年6月「知的障害児通園療育施設条例」が制定される

平成20年12月施設の指定管理者として社会福祉法人三田谷治療教育院が
決まる

平成21年4月明石市立「あおぞら園」として運営がはじまる

平成24年4月改正児童福祉法の規定により、児童発達支援センターとして
みなし指定を受ける

平成25年4月児童福祉法の規定により児童発達支援センターとして指定を
受ける

平成26年4月児童福祉法の規定により保育所等訪問支援事業、特定相談
支援事業及び障害児相談支援事業の指定を受ける

③ 規模

建物面積 865.55㎡ ふれあいプラザあかし西2階

定員 30人

④ 開園日

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時30分～午後2時30分

⑤ 指定管理者

社会福祉法人三田谷治療教育院（芦屋市楠木町16番5号）

(3) 事業概要

① 通所事業

知的発達に支援が必要な就学前の児童が、通園バスにより単独で通園します。

② 運営方針

成長が著しい幼児期に個別的な発達援助のための様々な訓練や保育を行い、地域社会への参加や適応を支援します。

③ 施設利用者数の推移（各年度3月31日現在 単位：人）

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
契約数	30	30	31	31	31
延人数	6,637	6,503	6,510	6,288	6,710

④ 保育所等訪問支援事業

保護者からの要望に応じて学校や幼稚園、保育所などへ訪問し、集団生活に適応できるよう専門的な支援を行う保育所等訪問支援事業を平成26年度から行っています。

（単位：件）

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
訪問件数	43	24	29	49	75

⑤ 障害児相談支援事業

児童通所支援等の福祉サービスの利用を調整し、サービス等利用計画を作成する障害児相談支援事業を平成26年度から行っています。

（単位：件）

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
利用件数	499	490	559	580	570

4 児童発達支援事業「きらきら」

(1) 事業概要

就学前の児童を対象とし、1部は保護者同伴で通園し、お子さんへの家族の関わり方を実際の療育を通じて学んでもらうとともに、相談を通じた家族支援を行っています。2部は単独で通園し、小集団での療育を通じて、集団でのルールやコミュニケーションを学べるよう支援しています。

① 開園日

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）、週1回から2回の利用
1部：午前10時～午後2時、2部：午後2時～午後4時

② 定員

10人（1部2部あわせて）

③ 指定管理者

社会福祉法人三田谷治療教育院

④ 利用者の推移（各年度3月31日現在 単位：人）

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
契約数	46	47	49	51	47
延人数	2,027	1,779	1,591	1,796	1,768

発達支援

平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」や平成19年4月から全国の小中学校で始まった「特別支援教育」など『発達障害』を取り巻く環境は大きく変化し、社会的に発達障害の認知が広まってきました。

こうした背景のもと、明石市では、発達障害のある方々のライフステージを通じた支援策を検討し、その支援の拠点として平成21年4月に発達支援センターを開設しました。

『発達支援センター』では、幼児期から小中学校に通う学齢期、そして高校、大学から成人期に至るまで、ライフステージを通じた支援を行っています。本人はもちろん、家族、学校園の教職員からの相談にも応じ、助言や関連情報の提供などを行っています。また、関係者を対象とした研修会の開催や発達障害にかかる様々な情報の提供を行うとともに、保護者の団体をはじめ関係機関とも十分な連携を図っています。

こうした活動を通じて、発達支援センターは、発達障害をはじめ、支援を必要としている方やそのご家族への支援の拠点となるよう努めています。

《参考》 発達障害者支援法では、発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害など、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」としている。

1 発達支援センター

(1) 設置目的

発達障害児者等に関する相談、助言、情報提供その他必要な援助を継続的に行うことにより、発達障害児者等及びその家族の生涯にわたる支援を図ります。

(2) 施設の概要

① 名称

明石市立発達支援センター

② 所在地

明石市相生町2丁目5-15 明石市役所北庁舎2階

③ 受付日時

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時～午後5時

(3) 事業の概要

① 個別相談

専門スタッフが面接による日常生活や発達支援、就労などに関する相談に対応します。

(ア) 面接相談

【相談件数】

(単位：件)

		就学 前	小学 生	中学生	高校 生	成人	合計	
令和2	初回	65	44	8	3	20	140	1,566
	継続	231	559	183	91	362	1,426	
令和3	初回	61	74	11	4	35	185	1,678
	継続	257	586	146	82	422	1,493	
令和4	初回	67	75	10	7	18	177	1,746
	継続	334	582	178	74	401	1,569	
令和5	初回	48	78	13	5	21	165	1,967
	継続	351	715	210	94	432	1,802	
令和6	初回	45	81	13	6	31	176	2,219
	継続	262	827	331	102	521	2,043	

(イ) 就労支援活動

【内容】

(単位：回)

	職場訪問	ケース会議	関係機関 同行訪問	関係機関 連携会議	その他	合計
令和2	2	25	25	9	6	67
令和3	3	9	25	0	21	58
令和4	3	3	6	8	16	36
令和5	9	6	13	11	17	56
令和6	0	13	27	8	39	87

② 訪問相談（延べ件数）

担当相談員が相談者の所属する保育施設、幼稚園、学校、事業所などへ、依頼に応じて訪問を行い、行動観察をはじめ、個別の支援会議の実施、教員や保育士等への対応助言を行っている。

また、相談者に関わっている医療機関、相談機関、関係課への同行訪問や、関係者間の支援会議も実施している。

	保育施設 幼稚園	小学校 中学校	相談 機関	医療 機関	事業所	自宅	その他	合計
令和2	34	36	33	7	23	13	11	157
令和3	20	52	22	8	15	27	8	152
令和4	13	53	9	1	12	28	15	118
令和5	14	24	16	6	23	30	15	128
令和6	7	50	24	6	16	61	22	186

③ 啓発活動、研修

発達障害に関する正しい理解や支援の方法を広めるために、情報の収集を行うとともに、保護者や支援者等に対する研修会や講座、保護者同士の悩みを共有し合う居場所などを企画開催しています。

発達障害児者に関わる支援機関やサービスに関する情報をまとめた「療育・就労支援ガイドブック」や、発達障害児者の保護者と支援者等の連携のため生育歴や支援内容の記録が可能な「サポートノート」を作成するほか、発達障害に関する図書の貸し出しやホームページによる啓発も行っています。

【研修会等】

(単位：回・人)

	開催回数	のべ参加者数	対象者（回数）＊重複あり				
			保育士 幼稚園 教諭	小学校 中学校 教諭	保護者 一般	福祉 関係者	その他
令和2	21	225	0	0	18	1	2
令和3	35	1,598	4	6	19	14	1
令和4	21	602	4	5	7	7	5
令和5	30	884	3	1	17	13	4
令和6	37	1,075	6	5	21	7	6

④ 関係機関との連携

ひょうご発達障害者支援センタークローバーをはじめ、県立こども発達支援センターや相談支援事業所、関係行政機関との連携を図るとともに、兵庫教育大学との連携協定に基づき、より効果のある支援をめざしています。

障 害 者 施 策

～障害のある人もない人もともに暮らすまちづくり～

国連障害者権利条約の批准を目的とした国における障害者制度改革の動向を踏まえ、障害のある人への差別を解消し、障害のある人もない人もお互いに理解し合い安心して暮らせる共生のまちづくりの実現を目的に、市としての条例づくりと条例にもとづく施策を進めるための業務を行っています。

1 手話言語・障害者コミュニケーション条例について

(1) 条例制定までの経過

平成 26 年 9 月に障害者（ろう者・難聴者・視覚障害者）と各コミュニケーション支援従事者や学識経験者からなる検討委員会を設置し、11 月までの間に 4 回開催しました。さらに、上記委員以外のコミュニケーションが困難な障害者からもヒアリングを実施するなど、障害当事者の方の声を聞き取った上で、条例案のとりまとめを行いました。

(2) 条例の制定及び施行

上記委員会等における検討を受け、「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」は、平成 27 年 3 月 31 日に制定されました。（同年 4 月 1 日施行）

(3) 条例に基づく取組

- ① 意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）の要綱を改正し、派遣内容の制限や手帳所持の要件をなくすなど大幅に見直しを行いました。
- ② 手話検定等を活用した職員研修を実施しました。
- ③ 平成 27 年度から 29 年度までは 3 年間で、平成 30 年度及び令和元年度は 2 年間で、市内の全市立小学校（28 校）を対象に手話体験教室を実施しました。
- ④ 視覚障害者用の情報入手支援にかかる日常生活用具を支給対象としました。（災害情報への迅速なアクセス用に地デジラジオの給付の拡大）
- ⑤ 知的障害・発達障害のある人を含めて、多くの市民が利用できる条例の「わかりやすい版」パンフレットを作成しました。
- ⑥ 障害者施策や事業の体制をさらに充実させるため、手話通訳士等の資格を有する職員を採用しました。
- ⑦ 本庁と総合福祉センター、総合福祉センター新館、あかし総合窓口、市民センター（3カ所）、あかし案内所及びふれあいプラザあかし西との間で、タブレットを使用した聴覚障害者向けの遠隔手話通訳対応ができるようになりました。
- ⑧ 市後援行事で手話通訳者・要約筆記者を配置する際の必要な費用の半額を助成する制度を創設しました。
- ⑨ 点字プリンターの導入により、点字を希望する視覚障害者に対して、市政情報等に関する文書等について点字対応を行うことができるようになりました。
- ⑩ 市立図書館に、拡大読書機、録音図書再生機等を配備し、読書しやす

い環境づくりを推進しました。

- ⑪ 既存のハザードマップの音訳版を基に、可能な限り災害時避難情報等を点訳することで、視覚障害者に対する伝達手段を充実しました。
- ⑫ 聴覚障害者が手話で利用できる公衆電話ボックス「手話フォン」を日本財団の協力により、平成30年2月にあかし市民広場に設置し、自治体としての設置は全国初となりました。(令和5年3月末設置終了)
- ⑬ 聴覚障害者が所有するスマートフォン等のアプリのビデオ通話機能を使い、市役所の手話通訳者に手話で問い合わせができる「あかし手話サービス」を令和3年7月に開始しました。
- ⑭ 聴覚や言語に障害のある人や知的障害のある人の買い物時の会話をサポートする「コミュニケーションカード」を令和6年2月に発行しました。

(4) 施策推進協議会の設置

障害当事者や支援事業者、有識者等の声を十分に聴き、当事者目線でコミュニケーション施策を推進することにより、条例を実効性のあるものにしていくために明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会を設置しました。

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
施策推進協議会開催回数	1	1	1	1	1

障害者コミュニケーション関連施策の進捗状況と実績の報告

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（個人派遣）

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
手話通訳(人)	362	404	510	681	649
要約筆記(人)	107	116	188	177	223

② 市主催行事及び市後援行事における手話通訳者・要約筆記者の配置状況

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
手話通訳(人)	33	40	45	96	99
要約筆記(人)	27	68	81	119	126

③ 市後援行事助成

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
件数(件)	0	0	0	0	0
助成額(円)	0	0	0	0	0

④ 市立小学校での手話教室の開催

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6

回数(校)	0	2	1	1	1
-------	---	---	---	---	---

※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により開催できなかったため、学習用DVDを作成し、市立小学校及び養護学校に配付しました。

⑤ 職員研修の実施等

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
手話基本研修(人)	0	0	0	0	31
手話中級研修(人)	0	0	0	0	0
手話検定の受験料助成(人)	0	0	0	0	6

※令和2～5年度は、新型コロナウイルスの影響により、研修及び手話検定の受験料助成は実施しませんでした。

⑥ タブレット端末による遠隔手話通訳サービス

総合福祉センター、総合福祉センター新館、あかし総合窓口、市民センター(3カ所)、あかし案内所及びふれあいプラザあかし西にタブレット端末を設置し、障害福祉課の手話通訳者が遠隔手話通訳で対応しました。

【遠隔手話通訳利用件数】

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
件数(件)	44	42	16	18	18

⑦ あかし手話サービスによるテレビ電話での問い合わせ

令和3年7月から手話をコミュニケーション手段とする市民から自身の所有するスマートフォンなどを使い、市への問い合わせができるサービスを開始し、障害福祉課の手話通訳者がタブレットで対応しました。

【あかし手話サービス利用実績】

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
利用登録者(人)	35	38	42	42
利用件数(件)	160	204	214	180

2 障害者配慮条例について

(1) 条例制定までの経過

国の障害者差別解消法の施行(平成28年4月1日)に合わせて、市の障害者差別解消に関する条例の成立を図ることを目標に、平成27年5月から11月までに4回の検討会を実施しました。検討会は、障害種別ごとの団

体や福祉・医療・教育関係者、商店街を代表する事業者、交通事業者、学識経験者、法律関係者、行政関係者、公募市民など、総勢 26 名の委員により熱心な議論を行いました。

(2) 条例の制定及び施行

上記検討会等における検討を受け、「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例(以下「障害者配慮条例」という。)」は、平成 28 年 3 月 24 日に制定、同年 4 月 1 日施行にされました。

(3) 条例の特徴

① 合理的配慮の提供支援

小規模な民間の事業者や地域の自治会、サークルなどが合理的配慮の提供で発生する費用の負担感を和らげるために、「合理的配慮の提供を支援する助成制度」を全国で初めて創設し、実施しています。

② 相談及び助言

差別と思われる事案が起きてしまったときに、障害のある人やご家族、支援者、相手方の事業者からの相談を受け、相談・調整を行う窓口を設けて、必要な情報共有と連携を図ります。

③ 障害理解の研修・啓発などの普及

障害のある人に対する誤解や偏見、無理解、合理的配慮に関する情報不足が引き金となって発生する差別を解消していくために、地域の実情を踏まえた障害理解に関する研修・啓発等の取組を行います。

(4) 地域づくり協議会の設置

障害のある人への差別をなくす取組を地域全体で進めるために、障害者配慮条例に基づいて「明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会(以下「地域づくり協議会」という。)」を設置しました。

合理的配慮の提供支援、相談事例への対応、障害理解の研修啓発など差別をなくすための様々な取組について、障害のある人や福祉・医療・教育に携わる関係者、民間事業者、学識経験者、法律関係者、行政関係者、公募市民等の方々と協議を行っています。

地域づくり協議会は市長の附属機関であり、相談事案に関するあっせんの申立てに対応するあっせん部会を設置しています。また、必要がある場合には、差別の解消に関する案件について地域づくり協議会で取りまとめた意見を市長に提出することができます。

地域づくり協議会開催回数

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

(5) 条例に基づく取組

① 合理的配慮の提供支援に係る公的助成制度

障害者配慮条例に基づき、「合理的配慮の提供支援に係る公的助成制度」を創設しました。民間事業者や自治会等が障害のある人への配慮を提供するための環境整備に係る費用を助成するだけでなく、制度利用を通じて事業者等の障害理解の促進を目指す制度として実施しています。

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で点字メニューの作成や筆談ボードの購入など合計 157 件の申請があり、10,017,313 円を助成しました。

合理的配慮の提供支援に係る公的助成制度 利用件数・助成額

年 度	件 数	助成額
令和 2	64 件	2,291,338 円
令和 3	20 件	2,036,848 円
令和 4	25 件	1,400,580 円
令和 5	29 件	2,115,487 円
令和 6	19 件	2,173,060 円

② 啓発の取組

平成 28 年度から、障害のある人とない人の交流の機会として、様々なイベントや意見交換の機会を作り、相互理解を深めています。また、事業者やサークル、自治会などを対象に、障害者配慮条例や共生のまちづくりについてわかりやすくお伝えする出前講座を実施しています。

令和 5 年度は、バリアフリー施策の現状と今後について意見交換し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて考える「共生社会バリアフリーシンポジウム in 明石」を開催しました。年齢や障害の有無に関わらず、幅広い市民が楽しく参加できるように、ホールで講演型のシンポジウムと周辺で障害者スポーツやゲーム等の体験型サイドイベントを行いました。

③ 研修の実施

市職員を対象とした研修では、障害のある人や高齢者の人への対応について基本的な知識を学ぶ「ユニバーサルマナー研修」や障害当事者の体験談を聞き、困りごとなどを知る障害理解研修を実施しています。また、新規採用職員に対しては、「誰もが暮らしやすいまちづくりを目指して」をテーマに、明石市の条例や障害理解、合理的配慮の考え方等を学ぶ研修を実

施しています。

市内の事業者には、「ユニバーサルマナー研修」を毎年実施し、合わせて障害のある人への対応についてのアンケートも行っています。

④ 相談対応

障害者配慮条例に基づき、4つの相談窓口（インクルーシブ推進課、障害福祉課、基幹相談支援センター、発達支援センター）を設け、障害を理由とした差別に関連する相談を受けました。いずれの相談も、あっせん申立てや調整会議の開催には至らず、相手方との調整を希望しない案件が多数を占めました。

相談件数

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
件数	6件	7件	2件	5件	5件

3 インクルーシブ条例について

(1) 条例制定までの経過

明石市では、障害の有無及び程度、年齢、性別等にかかわらず、誰もが安心して暮らせる「やさしいまちづくり」を様々な人たちと一緒に進めてきました。

平成29年に共生社会ホストタウンに登録され、また平成30年には中核市に移行するなど、市が果たすべき役割が増えてきたことをきっかけに、これまで進めてきた「まちづくり」の理念を今後の包括的指針として条例化することとなりました。障害当事者や支援者、学識経験者、民間事業者等、様々な立場の方々にご参加いただき、平成30年から令和3年まで7回の検討会を開催しました。「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を踏まえ、「心のバリアフリー部会」と「ユニバーサルデザインの街づくり部会」の2つの部会を設置し、各部会の中で課題整理を行った上で、全体会において条例案を集約しました。

(2) 条例の制定及び施行

上記検討会等における検討を受け、「すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例（略称：あかしインクルーシブ条例）」は、令和4年3月30日に制定、同年4月1日に施行されました。

(3) 条例の特徴

① 要支援時の確実な支援

社会的な孤立を防ぎ、すべての市民が安心して暮らせる社会を目指しま

す。

② 障害者等の社会貢献

「支援される人＝弱者」と考えるのではなく、障害がある人たちが自ら考え、関わっていくことで、社会全体にとって良い効果を生み出すと考えます。

③ インクルーシブ理解の広がり

インクルーシブという言葉や考え方を理解してもらうため、わかりやすく伝えていきます。

④ 個性を生かした能力の発揮

一人ひとりの個性がそのまま尊重され、誰もがができる範囲で最大限の力を発揮できるような社会を目指します。

(4) 条例に基づく取組

① インクルーシブアドバイザー制度

お店や施設をみんなが利用しやすいように改修したり、様々な人が参加しやすいイベントを考えたりする際に、障害のある人やバリアフリーの専門家に相談し、アドバイスがもらえる制度です。どなたでも無料で利用できます。

インクルーシブアドバイザー制度利用件数

年度	令和4	令和5	令和6
件数	3件	2件	3件

② 車いす利用者のためのバス乗車体験会

障害のある人も気軽に安心してバスに乗っていただくため、令和5年度にバスの運転手の方々とコミュニケーションを図りながら、スロープを使ってのバスの乗降体験を行いました。

令和6年度には、「次世代型車いすの乗車について不安がある」とのバス事業者からの意見を受け、障害当事者や事業者の協力を得て、試乗体験と意見交換を行いました。